

アラブ首長国連邦（UAE）競争法
－ 執行規則の実務上の効果とは

2015年1月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE&CO

UAE 競争法（2012 年 UAE 連邦法第 4 号）の執行規則がついに 2014 年 10 月 27 日に施行されました。しかし、UAE 競争法の実施に関する多くの疑問への答えはまだ出ていません。

「影響力の弱い契約」と認められるための最低基準、M&A の通知や許可が必要とされる割合の最低基準については、具体的に定められていません。UAE 競争法の内容に関する情報は、過去の当社報告書をご参照ください。:

- ・ UAE 競争法（2015 年 1 月 5 日） - 執行規則制定 UAE 競争法が M&A に与える影響に注目。
- ・ UAE の新連邦競争法（2012 年 12 月 3 日）と、新 UAE 競争法：合併買収の規制：競争相手の一歩前を維持（2013 年 2 月 11 日）。

これら報告書は、2013 年 2 月 23 日に制定された UAE 競争法の主な条項の概要をまとめるとともに、非競争的行為や合併の規制などを含め、執行規則の M&A への適用に関する詳しい情報や分析を紹介しています。

はじめに

競争規則に関する 2012 年連邦法第 4 号に対する執行規則を制定する閣僚決議第 37 号（執行規則）が 2014 年 10 月 27 日に発布されました。

本報告書では、執行規則の商業契約全般に対する影響を検証し、実務上どのような効果があるのかを分析します。

割合（パーセンテージ）の最低基準

UAE 競争法は、執行規則の施行により、関係当局（競争規制局）を明確にするとともに、当局への免除申請手続きなど、同法の主な内容を明確にすることを目的としています。また、制限的契約に関する規則の適用のための最低基準や、支配的地位の濫用などの具体的な詳細は、まだ明確にされていません。これらは、今後、閣僚決議で決定される見込みです。

UAE 競争法の第 5 条は、競争を制限または阻害する企業間の契約を禁じています。これら契約には次のような活動や行為が含まれます。:

- ・直接的あるいは間接的に、価格操作により競争を阻害する。
- ・直接的あるいは間接的に、入札手続きにおいて共謀、談合をはたらく。
- ・売買やサービスの提供に関し不当な条件を設ける。

支配的地位に立つこと自体は禁じられていませんが、UAE 競争法第 6 条は、競争の阻害を目的に支配的地位を濫用することは違法であると定めています。これには、商品あるいはサービスの転売に条件を設ける、作為的な低価格で商品を販売することにより競争相手を排斥する、客によって差別的あるいは不公平な価格や売買条件を設定するなどの行為が含まれます。

しかし、UAE 競争法は、第 5 条、第 6 条を適用するために満たすべき一定の最低基準を定めています。第 5 条の最低基準は、契約当事者の総市場占有率に基づき計算され、それが内閣の定めるパーセンテージを超えるか否かで決定されます。第 6 条の最低基準は、該当ビジネスの総市場占有率に基づき計算され、一定のパーセンテージを超えるか否かで決定されます。

内閣は、経済大臣の勧告を受け、関係市場占有率を特定することができ、経済状況によって、適宜、増減することも可能です。

今のところ、これら最低基準が明らかではないため、商業契約にどれほどの影響があるのか、UAE 競争法のどの条項が適用されるのか、判断することはできません。

遡及的効果は無し

実施規則には、既存の契約（または既存の契約の一部）を実施規則の対象外とする「既得権条項」は含まれません。UAE 憲法第 112 条は次のように定めています。：

「効力を生じた日より前に適用される法律はなく、そのような法律は遡及的に効力を生じない。しかし、刑事問題を除く事柄において、必要に応じ、例外は認められる。」

これを覆す規定も存在しないため、これに基づき執行規則は、その施行日（つまり 2014 年 10 月 27 日）以降に締結された契約に限り適用されるものと考えられます。しかし、実際に新たに結ばれる契約にとって重要な日は、閣僚決議により最低基準が発表される日です。なぜなら、その発表が無い限り、対象となる契約やビジネスが、UAE 競争法の第 5 条および第 6 条を適用するための市場占有率の最低基準を超えるか否かを判断することができないからです。

執行規則の対象となるのは？

簡潔に言えば、UAE の市場競争に影響する活動を行う企業で、明確に適用対象外とされない、あるいは支配的地位の免除を得ていない企業ということになります。

つまり、UAE で行うさまざまなビジネス、あるいは UAE の数多くのフリーゾーンのいずれかで運営するさまざまなビジネスすべてが対象となります。後者に関し、フリーゾーン企業の活動も、その活動が、UAE の国内市場における競争に影響を及ぼす場合、取り締まりの対象となります。

UAE 国外で運営されるビジネスであっても、それら活動が UAE 国内の競争に影響を与える場合、UAE 競争法の取り締まりの対象となります。

UAE 競争法が適用される契約として、UAE 商業代理店法(1981年 UAE 連邦法第 18 号)に則る契約として登録されていない代理店契約、販売契約、使用権許諾契約などがあげられます。UAE 競争法の第 5 条(2)は、制限的契約に関する特定の条項は、UAE 商業代理店法の対象であると定めています。第 5 条が定める制限的契約の禁止事項は次のとおりです。:

競争を制限または阻害する可能性のある企業間の制限的契約、特に以下のような契約を禁ずる。:

- ・市場を地理、流通センター、客層、季節、期間、その他、競争を阻害し得るあらゆる理由に基づき、市場を分割する、あるいは取引相手を決める。
- ・企業の市場新規参入を妨げる、参入企業を市場から排斥する、既存契約や連合への加入を阻止するような契約。

これら制限は、販売契約やライセンス契約で多く見受けられますが、UAE 代理店法に基づき登録された契約であれば、違法ではありません。しかし、これらの制限が設けられる契約はほかにもあります。

ただし、UAE 競争法第 5 条(1)には、UAE 代理店法の効力は及びません。第 5 条(1)は、転売価格に関する非競争的な規定(例えば、ディスカウントの禁止や、指定価格での販売など)あるいは、関連契約の解約後も専属的な非競争条項を介して競争を制限するような契約を禁じています。このような規定を含む契約は、それらが UAE 代理店法の対象であるか否かに関わらず、禁じられています。

ある程度、これらの規定は、(海外の販売元は避けようとする傾向にありますが) UAE 代理店法に基づき登録された代理店の任命を促進する効果があるといえるかもしれません。現段階で、市場占有率の最低基準は明らかにされていませんので、どのような契約が UAE 競争法の取り締まりの対象となるのかを判断することはできません。

自動的免除

UAE 競争法は、既にほかの規則や取り締まりの対象とされている契約や企業は、UAE 競争法の適用対象外とすると定めています。これらには以下の業種が含まれます。:

- ・ 通信 (テレコム)
- ・ 金融
- ・ 文化活動 (書物、音楽、映像)
- ・ ガスおよび石油
- ・ 医薬品の製造と販売
- ・ 宅急便を含む郵送サービス

- ・ 電気と水の製造、配給、輸送
- ・ 下水、ゴミ処理、衛生など環境支援サービス
- ・ 陸路、海路、空路による運輸、鉄道および関連サービス

しかし、適用免除の具体的な範囲は定かではありません。例えば、テレコム部門の企業が、(テレコム規制局の取り締りを受けない) 他部門に影響を及ぼす契約を結ぶ場合、少なくとも、この契約は UAE 競争法が適用されるものと思われます。

上記にあげた業種に加え、連邦、あるいは各首長国の行政活動も免除の対象となります。これには、国有企業、政府が管轄する企業、政府の決定で設立された企業などが含まれません。

また、中小企業も自動的に免除の対象となります。しかし、これら免除の取り締りについては、まだ内閣によって明らかにされていません。従って、現時点で、免除が与える影響の大きさを推測することはできません。

規制当局のはたらき

UAE 競争法の行使には、次の三つの方法があります。:

1. 通知 - 企業は、合併または買収が、経済開発の促進に繋がると見込まれる場合、その旨、市場競争問題を管轄する経済省の規制当局に通知し、承認あるいは UAE 競争法の適用免除を求めることができます。
2. 苦情の申し立て - UAE 競争法の侵害が発覚した場合、利害関係者は、当局が指定する申立書を提出することにより、規制当局にその旨訴えることができます。
3. 調査 - 規制当局は、非競争的取引の疑いを裏付ける十分な理由がある場合、自主的に調査を開始することができます。

自主的調査を行うか否かは、規制当局の職員の数にも左右されます。しかし、当局のこの機能は、苦情申し立てや通知の確認のための調査に次ぐ補助的な機能となるものと思われます。

苦情申請手続き

苦情申請手続きには、注意すべき問題点があります。苦情は‘利害関係者’なら誰でも申し立てることができる点です。つまり、これを拡大解釈すると、理論上、消費者をはじめ、関連企業の被雇用者、市場の競争相手でさえもこの範疇に含まれることとなります。執行規則は、苦情の申し立てが戦略的なものである場合、その事実を根拠に申し立てを否認することができるといった規定を含んでいません。従って、行政手続きで競争相手の活

動を阻害したり、UAE 市場参入を遅れさせたり、市場情報を収集することを目的に、UAE 市場で運営する企業を相手に、戦略的に規制当局へ苦情を申し立てることもできるということになります。

しかし一方、UAE の法律の中には、不当に根拠のない苦情を行政機関へ申し立てる、あるいは刑事告訴を申し立てることを禁じる法律も存在します。適正手続きを濫用する申し立てに対しては、UAE 刑法（1987 年 UAE 連邦法第 3 号）の第 276 条に基づき、異議を唱えることが可能です。第 276 条は以下のように定めています。

「個人が刑罰あるいは行政措置の対象となる行為をはたらいたとの虚偽の報告を、法定あるいは行政機関に、不当に報告する者、あるいは、個人の無実を確信するにもかかわらず、その個人を相手取り、法手続きに訴える者は、禁固刑、罰金、あるいはその両方により罰せられる。」

免除の適用

個人あるいは法人は、指定の申請書を規制当局へ提出することにより、制限的契約に関する規則、あるいは支配的地位の濫用に関する規則の適用免除を求めることができます。申請者は、契約書や法的文書の公正証書、株主／パートナーの詳細、免除によりいかに経済開発が促進されるかなど申請内容による経済効果を記した報告書を提出する必要があります。

報告書提出の必要条件により、申請者は、その状況において免除がいかに正当であるかを説明する機会が十分に与えられます。例えば、免除がなければ、商品あるいはサービスの供給者が UAE 市場に参入できない、または、免除がなければ、UAE 市場で特定の商品を販売できないなどは、免除が経済効果を促進することを訴えるための比較的説得力のある理由となります。

申請の審査段階において、規制当局は、さらなる情報の提出を申請者に求めるかもしれませんが。規制当局は、判断を下すための参考として、免除により影響を受ける可能性のある第三者を聴取することもあります。

規制当局は、関連市場における競争への影響を評価し、報告書を作成、競争規制委員会に勧告、さらに競争規制委員会は経済省に勧告を行います。

Key contacts

Takamasa Makita, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see <http://www.albosailylawoffice.com> for licence detail.